

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	都治地区都治集落	令和2年3月6日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	51ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=32)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が36%、70歳以上は、全体の66%に上る。
また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者の耕作面積が若干多く、本市の農業就業人口の平均年齢72.3才を考慮すれば、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

都治集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体及び認定新規就農者1経営体が担うほか、入り作を希望する担い手及びU・Iターン者の受け入れを促進することにより対応していく。

多面的機能支払制度を活用し、つちかしの会が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、53%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。このため、UIターン者等の外部人材を呼び込み、集落で支え、定着できる環境づくりに取り組む。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、63%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。当集落は、平成10年～平成16年に圃場整備(35.4ha)を実施済み。現時点では、基盤整備を実施していく方針は示されていない。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落では、アンケートに回答した耕作者の96%が水稻を作付けしており、拡大は約3%、縮小は13%、現状維持は70%となっている。一方で、水稻経営では生業とするのは困難であり、米に替わる高収益作物の導入や、当集落にあった野菜や果樹など栽培が必要との意見があった。このため、都治コミュニティ協議会が主体的に取り組む梅の栽培などこうした作物の調査・研究を行っていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「鳥獣を寄せ付けない環境づくり」が最も回答数が多く、「集落全体に防護柵を設置」「耕作放棄地の解消」と続く。また、獣害が営農意欲の減退につながることから、集落で捕獲対策と防護対策を強化し、安心して営農できる環境づくりを実施していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等と協力し、集落の農地を守っていく)」が40%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が17%と回答し、担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向が全体の57%となっている。担い手やその他農業者は、「都治集落の農地を荒らしてはならない」という共通認識のもとで、集落全体で担い手不在への対応と農地保全に向けた意識醸成が図られている。一方で、担い手からは、現状では、担い手だけでは全ての農地を守ることはできない意見もあり、担い手含め多様な担い手及び様々なスキルを有する者や非農家含めた協力体制を構築しながらで農地保全を図っていく。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、つちかかしの会が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割をしっかりと果たしていく。また、当集落では、担い手の営農地が分散錯綜しており、効率的な営農環境を実現するため、この解消に向けて協議を進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、野菜、受託	10.0 ha	水稲、野菜、受託	15.0 ha	都治集落
認農	B	水稲	4.5 ha	水稲	5.5 ha	都治集落
認農	C	農作業受委託	2.0 ha	農作業受委託	3.0 ha	都治集落
認就	D	野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	都治集落
計	4経営体		16.7 ha		23.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。